

障害者雇用率達成に向けて

有限責任事業組合障害者雇用促進センター

「誰一人取り残さない世界」の実現をめざし、令和6年度より障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化され、令和8年7月からは法定雇用率が2・7%、従業員37人

以上の事業主に引き上げられる。未達の企業については1人当たり毎月50、000円の納付金以外にも企業信用情報への掲載や金融機関の融資基準への影響が懸念されることから、全国の企業経営者にとって共通かつ喫緊の課題といえる。

進める障害者雇用サポートシステムは、厚生労働省認可の社会福祉法人視覚障害者文化振興協会（大阪市福島区7-17-9）と同センターが運営するラジオ放送局JBS日本福祉放送の番組制作をはじめとした業務全般の業務を提供する。

達した適正な労務と賃金をいきわたらせ、現在就労支援B型で雇用されている人を最低賃金が保証されるA型に移行するなど、それぞれが無理のないかたちで持続可能な社会に向けた取り組みが進められている。

そんななか、障害者雇用に取り組む企業や障害者雇用の専門家が集まって有限責任事業組合（LLP）を構築し、雇用機会の確保、雇用率達成に向けた動きが注目を集めている。

つまり障害者雇用のエキスパートにアウトソーシングする仕組みである。既に同センターが運営する障害者就労支援事業所「カラル大阪」で導入されている障害者雇用を念頭に開発されたデータ入力ソフト「ピースエン

同協会理事長で同センター事務局長を務める松本忠基氏（57）「写真Ⅱは次のように話す。

「経営者が抱える障害者雇用の悩みと、障害のある人びとの就労を一元で解決する仕組みで、無理な自社雇用を卒業し、チーム（組合）で雇用率達成へと転換を図り、1人1人がそれぞれの得意分野で活躍できる社会をめざし、事業を進めていきたい」

今後、同組合では自治体や商工会と連携した事業説明会を展開していく。本記事に関する問い合わせは、弊紙記者の三谷真一（☎090-13903-1333）へ。（三谷真一）

有限責任事業組合障害者雇用促進センター（東京都中央区日本橋浜町2-60-8）が推

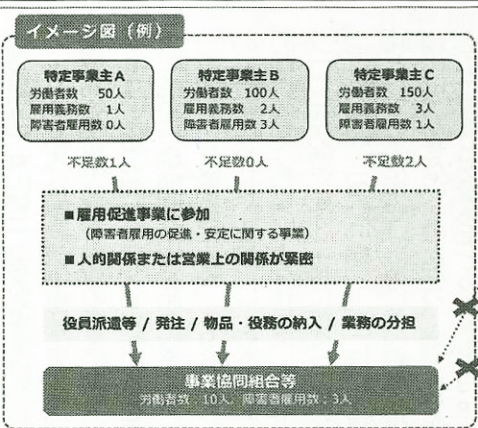
用で障害者に、企業や官公庁から優先的に調

達した適正な労務と賃金をいきわたらせ、現在就労支援B型で雇用されている人を最低賃金が保証されるA型に移行するなど、それぞれが無理のないかたちで持続可能な社会に向けた取り組みが進められている。

対象外
以下の場合、特例の対象外となります。
①障害者の雇用義務が0人の企業
②雇用促進事業には参加しない企業

企業A
障害者雇用数1人
（雇用義務数0人）
→適用はできない

企業B
障害者雇用数3人
→雇用促進事業に参加していない
→適用はできない



事業協同組合等および特定事業主で実雇用率を計算
・組合全体の障害者雇用義務：（50人+100人+150人+10人）×2.5%=7人
・組合全体の障害者雇用数：0人+3人+1人+3人=7人
→組合全体で法定雇用率達成



障害者雇用
促進センター

障害者雇用のエキスパートにアウトソーシング